

当面の具体的な利用については、下記のようなものが考えられる。

- ① 本人確認：大綱には、民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大するとあり、金融機関における対面やオンラインによる口座開設時の本人確認においてもＩＣカードを活用
- ② 名寄せ：同一グループの金融機関内での顧客情報の名寄せに番号を活用（金融商品取引法上の適合性原則のために必要なものに限る）
- ③ 税務利用における事務の簡素化：顧客に対する税務上の各種書類の発行・交付の軽減（金融機関からマイ・ポータルへの通知による書類交付の代替、又は下記記入済み申告制度の導入による各種書類の発行・交付の廃止）

3. 番号制度のコストについて

番号制度を導入するためには、官民双方に大きなコストがかかることが想定されるが、今回の大綱においては、そのコストがどの程度か、また、国と民間でどのようにコストを分担するのか明らかではないが、少なくとも、大綱に災害時の活用等について記載されているように、番号制度は「社会的なインフラ」と考えれば、第一義的なコストは国が負担するものとする。

4. 番号制度のユースケース

また、今回の大綱では、番号制度というシステム設計と個人情報保護の仕組みという「ハード面」は定められつつあるが、国民にとって最も重要な、番号制度をどう活用していくのかという「ソフト面」での検討は、具体化しつつあるものの、まだ十分であるとは言えない。そこで、こうした、どのように活用するかという「ソフト面」、つまり、番号制度のユースケースについて、下記のような内容を提案する。

① 金融所得一体課税に係る番号の利用

当研究会では、これまで一貫して、利子所得を含む金融所得一体課税の推進を主張してきた。特定口座を通じて、利子所得を株式譲渡損失と損益通算し、かつ申告不要制度を活用するためには、銀行と証券会社の間など複数の金融機関の特定口座間で、所得を名寄せするシステムが必要となる。当研究会では、番号を活用した「金融所得確認システム」を提言してきたが、番号制度の導入により、それが可能となる。

なお、そのためには、利子所得について、現行の源泉分離課税から申告分離課税に移行することが必要となる。

② 日本版ＩＳＡから日本版ＩＲＡへ

さらに、こうした金融所得一体化を踏まえ、当研究会では、老後の生活のための資産を自助努力で形成することを支援する投資非課税制度「日本版IRA」を提案している。日本版IRAによって、現行の公的年金や企業年金の問題点を補完することができる。

現在の証券優遇税制は2013年（平成25年）末に廃止され、2014年（平成26年）に税率を本則（20%）に戻す際には、日本版ISAを導入するとされている。日本版ISAは、資産形成を支援する目的ではあるが、「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から創設される暫定的な措置（非課税口座開設は制度導入時から3年）という位置付けであり、老後に備えるための制度としての意味合いは小さい。

したがって、2013 年末の証券優遇税制の廃止にともない、本格的に資産形成を促進する制度を導入するのであれば、こうした暫定的な日本版 I S A に変えて日本版 I R A の導入することが望ましいと考える。

この制度の運用に当たっては、非課税口座は 1 人 1 口座であることを確認することが必要である。1 人 1 口座であることを正確に確認するためには、重複する可能性のある住所や氏名ではなく、国民 1 人 1 人に重複なく付与された番号を利用することが合理的である。また、日本版 I R A が導入された場合には、制度の適正な運用を行うために必要な金融機関の業務（限度額管理）にも番号制度を活用することができる。

③ 記入済み申告制度

番号制度が導入されれば、税務当局が、番号を活用することで個人の所得情報を、効率的かつ正確に収集・名寄せすることが容易になる。そこで、申告時に税務当局が、番号により把握している納税者の所得情報をあらかじめ記載して納税者に送付する「記入済み申告」の導入が可能となる。

「記入済み申告」によって、納税者にとっては、申告書作成負担の緩和されるメリットがある。同時に、正しい申告書の入手による税務当局の効率性の向上に資することにもなる。

なお、大綱においては、「自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報」「確定申告等を行う際に参考となる情報」について、自宅のパソコン等から容易に閲覧が可能となるといった記述見られることから、こうした情報提供の延長上に「記入済み申告」があるのではないかと考える。

④ 法定調書の拡充等

大綱において「法定調書の拡充についても検討を進める」とあり、正確な所得を調べるためには、必要に応じた法定調書の拡充が必要となる。ただし、拡充の検討に当たっては、実務面での実行性等を踏まえた対応が必要となる。

そして、法定調書の拡充を通じて得られた所得情報については、最低保障年金の導入、消費税率引上げ時の逆進性対策などの社会保障政策を行う際に必要な情報となる。

5. 第三者機関の在り方とプライバシーの保護策

さらに、番号制度の導入に当たっては、個人のプライバシーに対する懸念が出てくる。今回の大綱においても、個人情報の保護を目的とする第三者機関の設置が記述されている一方、情報連携基盤の運営機関については、引き続き検討するとされている。

住基ネットに係る最高裁判決において、番号制度は、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと等の要件を備える必要があるとされており、情報連携基盤はあらゆる情報が集まる場所であることから、情報保有機関となるような個別の省庁による運営とは切り離す必要があると考える。

また、昨今の原子力行政に見られるように、原子力行政を推進する経済産業省と、それを監督する保安院が同一省庁内であったことで、チェックアンドバランスが機能しなかったことを踏まえれば、行政を執行する個別の情報保有機関が、同時に情報連携基盤の運営機関となることは適当ではないと考える。

そこで、情報連携基盤の運営機関については、情報保有機関ではない第三者機関、又は別の独立した法人の設立が必要と考える。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

今回の社会保障・税大綱（以下「大綱」という。）においては、番号制度の大枠が示されたものの、今後の課題として、

- ① 民間分野における国民の利便性の向上
- ② 番号制度のコスト
- ③ 番号制度のユースケース
- ④ 第三者機関の在り方とプライバシー保護策

があげられ、これらについて、今後、更に議論が必要であると考えため。

以 上

（※必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください）

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。